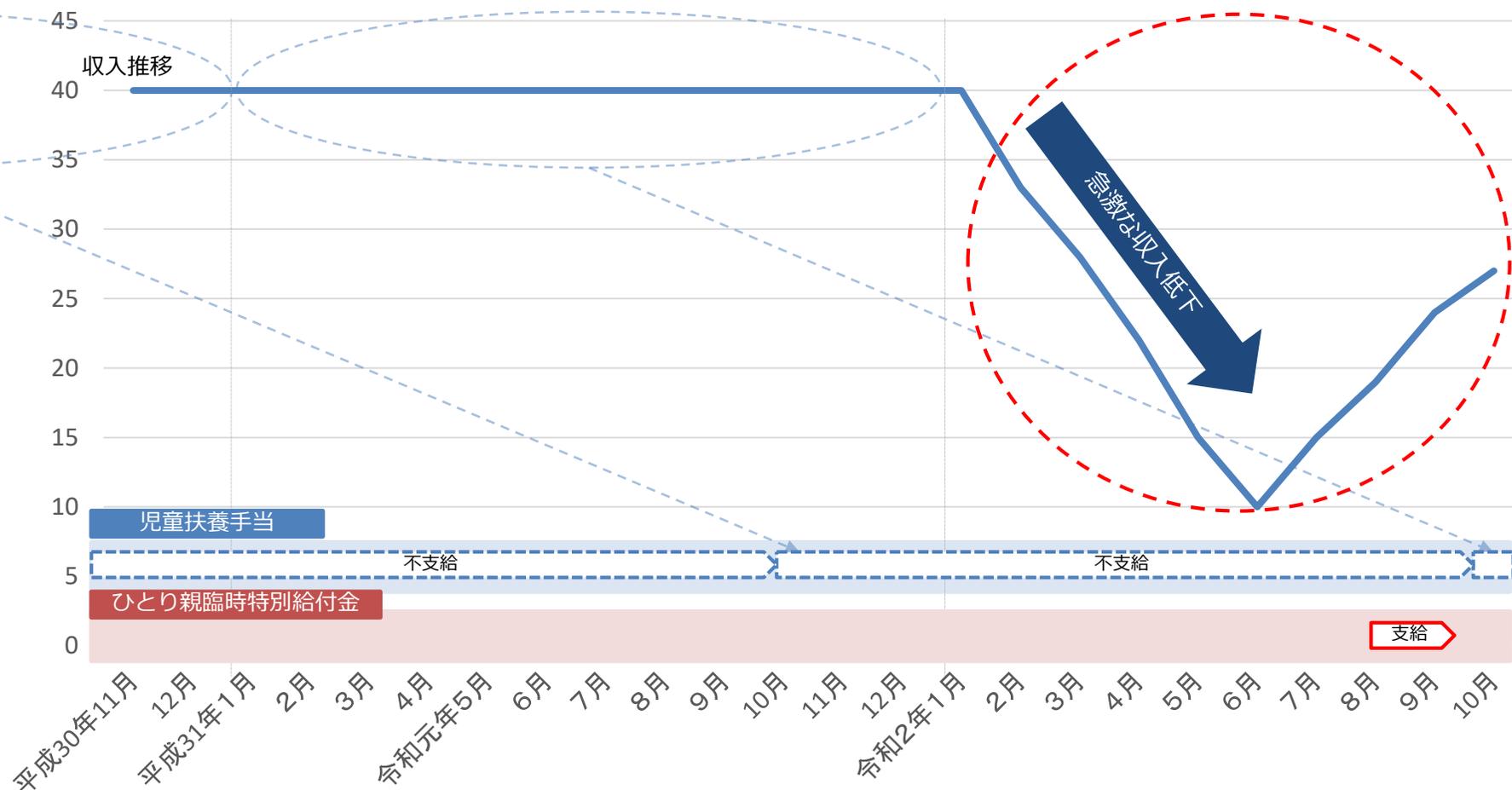


新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したひとり親世帯への支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援を行う必要がある。
- そのため、児童扶養手当受給世帯だけでなく、**感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者に対しても支援を行う。**
- 上記の趣旨を踏まえ、**できるだけ迅速に給付を行うため、簡易な申請を可能とする基準を設定。**

(単位：万円)



ひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者分）の支給対象基準と判定の取扱いについて

支援の具体的な基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したこと
- ② 令和2年2月以降の任意の1か月を12か月換算した額が児童扶養手当の対象となる水準未満であること

判定の取扱い

児童扶養手当制度

① 所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>前年（前々年）の所得</u>により経済状態を推定 ・ 所得の種類は<u>政令で定める範囲</u>
② 受給資格者 配偶者 扶養義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認定請求時点</u>における状況で判定
③ 扶養親族等 の人数	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>前年12月31日時点</u>における状況で判定

ひとり親臨時特別給付金（家計急変者分）

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>任意の1か月の収入</u>により経済状態を推定 ・ 収入の種類は<u>給与、事業、不動産、年金及び養育費</u> ※公的年金等給付（遺族年金など）を含む
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請時点</u>における状況で判定
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請時点</u>における状況で判定

判定の取扱いのイメージ

		認定請求時点	➡	申請時点	(所得制限限度額に相当する収入額)
① 前年所得 (前々年) ↓ 任意の1か月 を年間換算	③ 前年 末日 ↓ 申請 時点	扶養親族等の人数	➡	支給対象者本人	孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者
		0人		3,114,000円	3,725,000円
		1人		3,650,000円	4,200,000円
		2人		4,125,000円	4,675,000円
		3人		4,600,000円	5,150,000円
		4人		5,075,000円	5,625,000円
		5人		5,550,000円	6,100,000円

※ 判定の際は、特例的に所得でも判定できることとする。

